入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約の締結は、当該事業に係る令和７年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和７年２月 19 日
分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 柏木　健悦

１ 競争に付する事項

(1) 入札物件名
　入札番号　１号　カラーデジタル複写機保守点検業務
　入札番号　２号　デジタル複写機（A0 サイズ対応）保守点検業務

(2) 業務内容　別紙１「仕様書１号」、別紙２「仕様書２号」による。

(3) 契約日時　令和７年度予算成立後において、遅滞なく締結する。

(4) 契約期間　入札番号１、２号の保守点検業務の期間
　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日

(5) 業務場所　秋田県由利本荘市水林 439　由利森林管理署

２ 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）種類：「物品の販売」「役務の提供等」、地域：「東北地域」、営業品目：「220 事務用機器類」「309 建物管理等各種保守管理」いずれかの競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月４日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 発注者の指定する方法で入札説明書等の交付を受けていること。

３ 入札の方法

(1)　本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

　なお、契約は落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

4　契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

(1)　契約条項を示す場所及び入札説明資料を交付する場所並びに問合せ先

〒015－0885　秋田県由利本荘市水林439

由利森林管理署　総務グループ　経理担当

電話　0184－22－1076

(2)　入札説明書等の交付期間

　公告日より令和７年３月12日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）。９時00分から16時00分までとする。（ただし、12時00分から13時00分を除く。）の間交付する。

　入札説明書等については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記４の（１）にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

　なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記４(1)に申し出ること。

5　提出書類の提出方法及び期間等

(1)　提出書類

　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明資料に示すところにより、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しと、特質を有する物品の納入もしくは役務の提供が可能であると認められる証明書類（履行証明書等）を令和７年３月11日（火）12時00分（正午）までに提出しなければならない。

　また、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和７年３月12日(水)17時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(2)　提出方法

ア）電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ）紙入札方式により参加する場合

上記４(1)の場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

６　入札書の提出・開札の場所及び日時

(1)　入札書の提出日時

ア）電子調達システムにより参加する場合

１号、２号物件

令和７年３月13日（木）９時00分から令和７年３月14日（金）13時30分まで

イ）紙入札方式により参加する場合

１号、２号物件

令和７年３月14日（金）13時15分から13時30分まで

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る）による入札の期限については、令和７年３月13日（木）17時00分までに上記４(1)に必着とし、再入札には参加できない。入札書の日付は令和７年３月14日とする。

(2)　開札の場所及び日時

由利森林管理署　入札室

１号、２号物件

令和７年３月14日（金）13時30分

７　その他

(1)　入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

免除

(3)　入札書の無効

入札説明書による。

(4)　落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5)　契約書作成の要否

要

(6)　電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の

承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7)　電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8)　詳細は入札説明書等による。

(9)　入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書（案）を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

本公告に係る役務契約約款及び競争契約入札心得については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞各種要領及びマニュアル

URL:http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の公布日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

別紙１

仕　　　　様　　　　書

入札番号　第１号

物 件 名　カラーデジタル複写機保守点検業務

１．対象となる機器名及び設置場所

機器名　 : RICOH IM C6000F

設置場所： 秋田県由利本荘市水林 439

由利森林管理署

２．保守点検業務内容等

（１）機器の点検・調整等については、毎月１回以上定期的に実施すること。
また、併せてカウンターの数値確認作業を実施すること。

（２）機器が故障した場合は、遅滞なく技術員を派遣し、正常な状態に回復すること。

（３）点検・修理・消耗品（用紙及びステープラー針は除く）の供給及び複写枚数に応じて代金を決定する「カウンター方式」とし、それぞれ１枚当たりの単価契約とする。

（４）代金の請求に当たっては、
毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。（A）
その総金額から不良コピー、テストコピー分としてモノクロ１％を、カラーコピー１％、カラープリント１％を乗じた金額を控除金額として算出する。（B）
総金額（A）から控除金額（B）を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

３．予定使用枚数（月予定枚数×12 ヶ月）

モノクロコピー・プリント	月	12,000 枚×12 ヶ月＝144,000 枚
フルカラーコピー	月	3,000 枚×12 ヶ月＝ 36,000 枚
フルカラープリント	月	4,000 枚×12 ヶ月＝ 48,000 枚

※上記数量は予定数量であり、変動するものとする。

別紙２

仕　　　様　　　書

入札番号　第２号

物 件 名　デジタル複写機（A0 サイズ対応）保守点検業務

１．対象となる機器名及び設置場所

機器名　 : RICOH　imagio MP　W2400SP

設置場所：　秋田県由利本荘市水林 439

由利森林管理署

２．保守点検業務内容等

（１）機器の点検・調整等については、毎月１回以上定期的に実施すること。
また、併せてカウンターの数値確認作業を実施すること。

（２）機器が故障した場合は、遅滞なく技術員を派遣し、正常な状態に回復すること。

（３）点検・修理・消耗品（トナー・用紙は除く）の供給及び複写サイズ毎のカウントに応じて代金を決定する「カウンター方式」とし、それぞれ１カウント当たりの単価契約とする。

（４）代金の請求に当たっては、
毎月の総複写枚数に契約単価を乗じた総金額を算出する。（A）
その総金額から不良コピー、テストコピー分としてモノクロ２％を乗じた金額を控除金額として算出する。（B）
総金額（A）から控除金額（B）を差し引いた金額に消費税を上乗せした金額を請求金額とする。

（５）カウンターの数値は、次のとおり出力用紙サイズ別に進むものとする。

用紙サイズ	カウント数
Ａ４・Ａ３・Ｂ４	１カウント
Ａ２・Ｂ３	２カウント
Ａ１・Ｂ２	３カウント
Ａ０・Ｂ１	５カウント

（６）カウンター料金については以下の使用枚数の範囲毎に料金を設定する。
基本料金（400 枚分含む）
401～500 枚／月　501 枚～600 枚／月　601 枚以上／月

３．予定枚数（月予定枚数×１２ヶ月）

モノクロコピー・プリント　月 700 カウント×12 ヶ月＝8,400 カウント

※上記数量は予定数量であり、変動するものとする。